

公布された規則のあらまし

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号）

- 1 生活福祉資金貸付事業において貸し付ける資金の延滞利子を引き下げることとした。（第5条関係）
- 2 生活福祉資金貸付事業において貸し付ける資金のうち、教育支援資金（教育支援費に限る。）を貸し付ける場合において、社会福祉協議会が特に必要と認めるときは、当該資金の貸付限度額を1.5倍の額とすることができることとした。（別表第1関係）
- 3 この規則は、平成28年2月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。